

I P通信網サービス契約約款（OCN） 別冊（OCN ひかり電話サービス）【現改比較表】 2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

(令和7年4月1日現在)

▲ I P通信網サービス契約約款（OCN） 別冊(OCN ひかり電話サービス)

目次（略）

第1章 総則

第1条（略）

（用語の定義）

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用 語	用 語 の 意 味
1～3（略）	（略）
4 特定約款	契約事業者（ 東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社 ）に限りま。以下同じとします。）の音声利用 I P通信網サービス契約約款及び端末設備貸出サービスに係る利用規約
5～14（略）	（略）
15 光コラボレーション事業者	東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社 と光コラボレーションモデルに関する契約（ 東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社 が定める I P通信網サービス契約約款に規定する光コラボレーションモデルに関する契約をいいます。以下同じとし
16 光コラボレーションモデルサービス	東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社 が定める I P通信網サービス契約約款に基づき提供される I P通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
17 光コラボレーションモデルサービス（音声）	東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社 が定める音声利用 I P通信網サービス契約約款に基づき提供される音声利用 I P通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
18（略）	（略）

(令和7年7月1日現在)

▲ I P通信網サービス契約約款（OCN） 別冊(OCN ひかり電話サービス)

目次（略）

第1章 総則

第1条（略）

（用語の定義）

第2条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用 語	用 語 の 意 味
1～3（略）	（略）
4 特定約款	契約事業者（ NTT 東日本株式会社 及び NTT 西日本株式会社 に限りま。以下同じとします。）の音声利用 I P通信網サービス契約約款及び端末設備貸出サービスに係る利用規約
5～14（略）	（略）
15 光コラボレーション事業者	NTT 東日本株式会社 又は NTT 西日本株式会社 と光コラボレーションモデルに関する契約（ NTT 東日本株式会社 及び NTT 西日本株式会社 が定める I P通信網サービス契約約款に規定する光コラボレーションモデルに関する契約をいいます。以下同じとします。）を締結してい
16 光コラボレーションモデルサービス	NTT 東日本株式会社 及び NTT 西日本株式会社 が定める I P通信網サービス契約約款に基づき提供される I P通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
17 光コラボレーションモデルサービス（音声）	NTT 東日本株式会社 及び NTT 西日本株式会社 が定める音声利用 I P通信網サービス契約約款に基づき提供される音声利用 I P通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの
18（略）	（略）

～2023年 6 月30日

2023年 7 月 1 日～

19 ひかり電話の事業者変更

(1) OCN ひかり電話サービス契約の申込みにあたり、その申込者が現に利用している電気通信サービス（特定卸事業者以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス（音声）を用いて提供する電気通信サービスとします。）を OCN ひかり電話サービスに移行して、利用開始すること（以下この(1)の場合を「ひかり電話の事業者変更（入）」といいます。）
(2) OCN ひかり電話サービス契約の解除の請求を行うにあたり、その OCN ひかり電話サービス契約者が現に利用している OCN ひかり電話サービスを特定卸事業者以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス(音声)を用いて提供する電気通信サービス又は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定める音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づき提供される音声利用 I P 通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）に移行すること（以下この(2)の場合を「ひかり電話の事業者変更（出）」といいます。）

2（略）

3 前 2 項に規定するほか、OCN ひかり電話サービスの提供にあたり、共通編（第 4 条（用語の定義）を除きます。）において、次表左欄の言葉は、それぞれ同表右欄の言葉に読み替えて適用するものとします。

（略）	（略）
契約事業者	契約事業者（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限ります。）
（略）	（略）

第 3 条（略）

第 2 章（略）

第 3 章 契約

第 6 条～第 8 条（略）
（ひかり電話の事業者変更）

第 9 条 当社は、ひかり電話の事業者変更（入）の申込みににおいて、共通編第 10 条（ I P 通信網契約申込みの承諾）第 2 項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。
(1) OCN ひかり電話契約の事業者変更（入）と同時に、現に利用している電気通信サービスから OCN ひかり電話利用回線への事業者変更（入）を行わないとき。

19 ひかり電話の事業者変更

(1) OCN ひかり電話サービス契約の申込みにあたり、その申込者が現に利用している電気通信サービス（特定卸事業者以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス（音声）を用いて提供する電気通信サービスとします。）を OCN ひかり電話サービスに移行して、利用開始すること（以下この(1)の場合を「ひかり電話の事業者変更（入）」といいます。）
(2) OCN ひかり電話サービス契約の解除の請求を行うにあたり、その OCN ひかり電話サービス契約者が現に利用している OCN ひかり電話サービスを特定卸事業者以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービス(音声)を用いて提供する電気通信サービス又は NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社が定める音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づき提供される音声利用 I P 通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）に移行すること（以下この(2)の場合を「ひかり電話の事業者変更（出）」といいます。）

2（略）

3 前 2 項に規定するほか、OCN ひかり電話サービスの提供にあたり、共通編（第 4 条（用語の定義）を除きます。）において、次表左欄の言葉は、それぞれ同表右欄の言葉に読み替えて適用するものとします。

（略）	（略）
契約事業者	契約事業者（NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社に限ります。）
（略）	（略）

第 3 条（略）

第 2 章（略）

第 3 章 契約

第 6 条～第 8 条（略）
（ひかり電話の事業者変更）

第 9 条 当社は、ひかり電話の事業者変更（入）の申込みににおいて、共通編第 10 条（ I P 通信網契約申込みの承諾）第 2 項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。
(1) OCN ひかり電話契約の事業者変更（入）と同時に、現に利用している電気通信サービスから OCN ひかり電話利用回線への事業者変更（入）を行わないとき。

～2023年 6 月30日	2023年 7 月 1 日～
2 OCN ひかり電話契約者はひかり電話の事業者変更（出）の請求をすることができます。当社は、共通編第 10 条（ I P 通信網契約申込みの承諾）第 2 項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。 (1) 当社が OCN ひかり電話契約者からの請求に基づきその OCN ひかり電話契約に係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を行っているとき。 (2) 事業者変更先の電気通信者が承諾しないとき。 (3) その他ひかり電話の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。 (4) OCN ひかり電話契約のひかり電話の事業者変更（出）と同時に、現に利用している OCN ひかり電話利用回線の事業者変更（出）を行わないとき。 第 10 条～第 18 条（略） 第 4 章～第 8 章（略） 第 9 章 損害賠償 （責任の制限） 第 37 条 当社は、OCN ひかり電話サービスを提供すべき場合において、当社（契約事業者を含みます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その OCN ひかり電話サービスを全く利用できない状態（その OCN ひかり電話契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 ただし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、契約事業者又は OCN ひかり電話協定事業者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、契約事業者又は OCN ひかり電話協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。 2～4（略） 第 10 章～第 11 章（略） 別記 1～3（略） 4 相互接続通信の料金等の取扱い (1)～(5)（略）	2 OCN ひかり電話契約者はひかり電話の事業者変更（出）の請求をすることができます。当社は、共通編第 10 条（ I P 通信網契約申込みの承諾）第 2 項の各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。 (1) 当社が OCN ひかり電話契約者からの請求に基づきその OCN ひかり電話契約に係る品目若しくは細目の変更、移転又は契約内容の変更を行っているとき。 (2) 事業者変更先の電気通信者が承諾しないとき。 (3) その他ひかり電話の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る当社とNTT 東日本株式会社又はNTT 西日本株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。 (4) OCN ひかり電話契約のひかり電話の事業者変更（出）と同時に、現に利用している OCN ひかり電話利用回線の事業者変更（出）を行わないとき。 第 10 条～第 18 条（略） 第 4 章～第 8 章（略） 第 9 章 損害賠償 （責任の制限） 第 37 条 当社は、OCN ひかり電話サービスを提供すべき場合において、当社（契約事業者を含みます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その OCN ひかり電話サービスを全く利用できない状態（その OCN ひかり電話契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。 ただし、NTT ドコモビジネス株式会社、契約事業者又は OCN ひかり電話協定事業者がNTT ドコモビジネス株式会社、契約事業者又は OCN ひかり電話協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。 2～4（略） 第 10 章～第 11 章（略） 別記 1～3（略） 4 相互接続通信の料金等の取扱い (1)～(5)（略）

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(6) (2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は別記6(4)に定める [NTT Com](#) ひかり電話協定事業者（本約款においては OCN ひかり電話協定事業者と読み替えます。）に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う I P 通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

(7) (略)

5 OCN ひかり電話サービスの提供に係る OCN ひかり電話協定事業者

特定卸事業者の I P 通信網サービス契約約款別冊（[NTT Com](#) ひかり電話サービス）別記 5 に掲げるものと同一

6 OCN ひかり電話サービスの提供に係る OCN ひかり電話協定事業者の電気通信設備

特定卸事業者の I P 通信網サービス契約約款別冊（[NTT Com](#) ひかり電話サービス）別記 6 に掲げるものと同一

7～15 (略)

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 (略)	(略)
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（ 西日本電信電話株式会社 及び 東日本電信電話株式会社 を除きます）
3～5 (略)	(略)

17 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

特定卸事業者の I P 通信網サービス契約約款別冊（[NTT Com](#) ひかり電話サービス）別記 17 に掲げるもの

18 (略)

19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接 続 形 態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(6) (2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は別記6(4)に定める [ドコモビジネス](#) ひかり電話協定事業者（本約款においては OCN ひかり電話協定事業者と読み替えます。）に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う I P 通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

(7) (略)

5 OCN ひかり電話サービスの提供に係る OCN ひかり電話協定事業者

特定卸事業者の I P 通信網サービス契約約款別冊（[ドコモビジネス](#) ひかり電話サービス）別記 5 に掲げるものと同一

6 OCN ひかり電話サービスの提供に係る OCN ひかり電話協定事業者の電気通信設備

特定卸事業者の I P 通信網サービス契約約款別冊（[ドコモビジネス](#) ひかり電話サービス）別記 6 に掲げるものと同一

7～15 (略)

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 (略)	(略)
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（ NTT 西日本株式会社 及び NTT 東日本株式会社 を除きます）
3～5 (略)	(略)

17 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

特定卸事業者の I P 通信網サービス契約約款別冊（[ドコモビジネス](#) ひかり電話サービス）別記 17 に掲げるもの

18 (略)

19 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接 続 形 態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

～2023年6月30日							2023年7月1日～						
-------------	--	--	--	--	--	--	------------	--	--	--	--	--	--

2	発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(2) 削除	削除	削除	削除	削除			(2) 削除	削除	削除	削除	削除
		(3) 契約事業者に係る電気通信設備（電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものに限ります）から発信し、 エヌ・ティ・コムニケーションズ株式会社 に 係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	エヌ・ティ・コムニケーションズ株式会社	契約事業者	エヌ・ティ・コムニケーションズ株式会社 の 契約約款に 規定する者	エヌ・ティ・コムニケーションズ株式会社 の 契約約款に 別段の定めがある取扱いを除き、契約事業者の契約約款等に定めるところによります。			(3) 契約事業者に係る電気通信設備（電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものに限ります）から発信し、 NTTドコモビジネス株式会社 に 係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	NTTドコモビジネス株式会社	契約事業者	NTTドコモビジネス株式会社 の 契約約款に 規定する者	NTTドコモビジネス株式会社 の 契約約款に 別段の定めがある取扱いを除き、契約事業者の契約約款等に定めるところによります。
		(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3～6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3～6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

20～21 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

20～21 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

～2023年 6 月30日				2023年 7 月 1 日～			
1 適用（略）				1 適用（略）			
2 料金額				2 料金額			
2－1 基本額（略）				2－1 基本額（略）			
2－2 付加機能使用料				2－2 付加機能使用料			
区分		単位	料金額（月額）	区分		単位	料金額（月額）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）			（略）	（略）	
転送電話機能	（略）	（略）	（略）	転送電話機能	（略）	（略）	（略）
	備考	1～5（略） （注1）当社が別に定めるもの（あらかじめ登録した番号に関するもの）は、次のとおりとします。 OCN ひかり電話サービスに係る OCN ひかり電話利用回線への着信が可能な電気通信番号であって最大 30 までの番号。 （注2）当社が別に定めるもの（指定した番号に関するもの）は、次のとおりとします。 OCN ひかり電話サービス利用回線から発信が可能な電気通信番号であって、104 番などの3桁の番号、当社又は エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 及び協定事業者の着信課金機能の番号及び国際電話の番号等以外の番号を使用しているもの。			備考	1～5（略） （注1）当社が別に定めるもの（あらかじめ登録した番号に関するもの）は、次のとおりとします。 OCN ひかり電話サービスに係る OCN ひかり電話利用回線への着信が可能な電気通信番号であって最大 30 までの番号。 （注2）当社が別に定めるもの（指定した番号に関するもの）は、次のとおりとします。 OCN ひかり電話サービス利用回線から発信が可能な電気通信番号であって、104 番などの3桁の番号、当社又は NTT ドコモビジネス株式会社 及び協定事業者の着信課金機能の番号及び国際電話の番号等以外の番号を使用しているもの。	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）			（略）	（略）	

～2023年 6 月30日					2023年 7 月 1 日～				
テレビ電話機能	(略)		-	-	テレビ電話機能	(略)		-	-
	備考	1～5 (略) (注) 当社が別に定める OCN ひかり電話協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとします。 (1) 西日本電信電話株式会社 の提供する映像通信機能を利用している音声利用 I P 通信網サービス (料金表第 1 表第 2 類第 2 (第 2 種サービスに係るもの) 2 (料金額) 2－1 (国内通信に係るもの) 2－1－1 (タイプ 1 に係るもの) (2)アの (ア)、(キ) 及び (ク) に規定する通信に限ります。) (2) 西日本電信電話株式会社 の提供する音声利用 I P 通信網サービス (第 2 種サービスのタイプ 2 (東日本電信電話株式会社 の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信に係るものを除きます。)) に限ります。) (3) 東日本電信電話株式会社 の提供する映像通信機能を利用している音声利用 I P 通信網サービス (4) 東日本電信電話株式会社 の提供する音声利用 I P 通信網サービス (第 2 種サービスのタイプ 2 又は第 3 種サービス (西日本電信電話株式会社 の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信に係るものを除きます。)) に限ります。)				備考	1～5 (略) (注) 当社が別に定める OCN ひかり電話協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとします。 (1) NTT 西日本株式会社 の提供する映像通信機能を利用している音声利用 I P 通信網サービス (料金表第 1 表第 2 類第 2 (第 2 種サービスに係るもの) 2 (料金額) 2－1 (国内通信に係るもの) 2－1－1 (タイプ 1 に係るもの) (2)アの (ア)、(キ) 及び (ク) に規定する通信に限ります。) (2) NTT 西日本株式会社 の提供する音声利用 I P 通信網サービス (第 2 種サービスのタイプ 2 (NTT 東日本株式会社 の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信に係るものを除きます。)) に限ります。) (3) NTT 東日本株式会社 の提供する映像通信機能を利用している音声利用 I P 通信網サービス (4) NTT 東日本株式会社 の提供する音声利用 I P 通信網サービス (第 2 種サービスのタイプ 2 又は第 3 種サービス (NTT 西日本株式会社 の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信に係るものを除きます。)) に限ります。)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
#ダイヤル機能	(略)	(略)	(略)	(略)	#ダイヤル機能	(略)	(略)	(略)	(略)
	備考	1～8 (略) (注 1) 備考 3 の当社が別に定めるところは、 東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社 の単位料金区域ごととします。 (注 2) ～ (注 3) (略)				備考	1～8 (略) (注 1) 備考 3 の当社が別に定めるところは、 NTT 東日本株式会社 及び NTT 西日本株式会社 の単位料金区域ごととします。 (注 2) ～ (注 3) (略)		

～2023年6月30日	2023年7月1日～
-------------	------------

特定番号通知機能	この機能を利用する OCN ひかり電話利用回線（付加機能（着信課金機能に限りします。）又は エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 の電話等サービス契約約款に定める付加機能（地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に限りします。）の利用に係るものに限りします。）から行う通信について、その接続契約者回線等の契約者回線番号又は追加番号に替えて、着信課金番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能	(略)	(略)
備考	当社は、付加機能（着信課金機能に限りします。）又は エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 の電話等サービス契約約款に定める付加機能（地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に限りします。）の提供を受けている OCN ひかり電話契約者に限り、この機能を提供します。		
(略)	(略)	(略)	(略)

特定番号通知機能	この機能を利用する OCN ひかり電話利用回線（付加機能（着信課金機能に限りします。）又は NTT ドコモビジネス株式会社 の電話等サービス契約約款に定める付加機能（地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に限りします。）の利用に係るものに限りします。）から行う通信について、その接続契約者回線等の契約者回線番号又は追加番号に替えて、着信課金番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能	(略)	(略)
備考	当社は、付加機能（着信課金機能に限りします。）又は NTT ドコモビジネス株式会社 の電話等サービス契約約款に定める付加機能（地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に限りします。）の提供を受けている OCN ひかり電話契約者に限り、この機能を提供します。		
(略)	(略)	(略)	(略)

2－3～2－4（略）

第2 通信料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 選択制による通信料の月極割引の適用	ア～ウ（略） エ 同一のグループ通話定額選択回線群（ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 の I P 通信網サービス契約約款別冊（ NTT Com ひかり電話サービス）のメニュー3に係る通信料の適用を受ける NTT Com ひかり電話利用回線等又は エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 の I P 通信網サービス契約約款別冊（ NTT Com ひかり電話サービス）の通信料別表の月極割引を選択する NTT Com ひかり電話利用回線等、及び通信料別表の月額割引を選択する OCN ひかり電話利用回線であって、その契約者が同一となるものにより構成される回線群をいいます。以下同じとします。）に、OCN ひかり電話利用回線（別記 21 に規定する東日本エリアに係るものに限りします。）及び OCN ひかり電話利用回線（別記 21 に規定する西日本エリアに係るものに限りします。）を同時に登録することはできません。

2－3～2－4（略）

第2 通信料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)
(6) 選択制による通信料の月極割引の適用	ア～ウ（略） エ 同一のグループ通話定額選択回線群（ NTT ドコモビジネス株式会社 の I P 通信網サービス契約約款別冊（ ドコモビジネス ひかり電話サービス）のメニュー3に係る通信料の適用を受ける ドコモビジネス ひかり電話利用回線等又は NTT ドコモビジネス株式会社 の I P 通信網サービス契約約款別冊（ ドコモビジネス ひかり電話サービス）の通信料別表の月極割引を選択する ドコモビジネス ひかり電話利用回線等、及び通信料別表の月額割引を選択する OCN ひかり電話利用回線であって、その契約者が同一となるものにより構成される回線群をいいます。以下同じとします。）に、OCN ひかり電話利用回線（別記 21 に規定する東日本エリアに係るものに限りします。）及び OCN ひかり電話利用回線（別記 21 に規定する西日本エリアに係るものに限りします。）を同時に登録することはできません。

～2023年6月30日	2023年7月1日～
-------------	------------

(7) メニュー 1－2 に係る通信料の 適用		ア～イ（略） ウ 控除対象通信は、次に該当しないものに限ります。 （ア）相互接続通信（当社が別に定めるものを除きます。） （イ）当社が別に定める付加機能等（ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 及び OCN ひかり電話協定事業者が提供するものを含みます。）を利用して行う通信 （ウ） 2（料金額）の 2－1(1)の表中ウ欄からキ欄に定める通信 エ～キ（略）	
(8) ～ (12) (略)		(略)	
2 料金額			
2－1 国内通信に係るもの			
(1) (2)、(3)、(4) 及び (5) 以外のもの			
料金種別		単位	料金額
(略)		(略)	(略)
備考	1～2（略） （注 1）（略） （注 2）当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとします。 (1) 西日本電信電話株式会社 の提供する音声利用 I P 通信網サービス（第 2 種サービスのタイプ 2 に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第 2 種サービスに係る接続契約者回線等（イ、ク及びケに規定する通信に限ります。））であって、 東日本電信電話株式会社 の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信以外のもの (2) 東日本電信電話株式会社 の提供する音声利用 I P 通信網サービス（第 2 種サービスのタイプ 2 に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第 2 種サービスに係る接続契約者回線等（イ、ク及びケに規定する通信に限ります。））であって、 西日本電信電話株式会社 の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信以外のもの		
(2) ～ (5)（略）			
2－2（略）			
第 3（略）			
第 2 表～第 3 表（略）			

(7) メニュー 1－2 に係る通信料の 適用		ア～イ（略） ウ 控除対象通信は、次に該当しないものに限ります。 （ア）相互接続通信（当社が別に定めるものを除きます。） （イ）当社が別に定める付加機能等（ NTT ドコモビジネス株式会社 及び OCN ひかり電話協定事業者が提供するものを含みます。）を利用して行う通信 （ウ） 2（料金額）の 2－1(1)の表中ウ欄からキ欄に定める通信 エ～キ（略）	
(8) ～ (12) (略)		(略)	
2 料金額			
2－1 国内通信に係るもの			
(1) (2)、(3)、(4) 及び (5) 以外のもの			
料金種別		単位	料金額
(略)		(略)	(略)
備考	1～2（略） （注 1）（略） （注 2）当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスは、次のとおりとします。 (1) NTT 西日本株式会社 の提供する音声利用 I P 通信網サービス（第 2 種サービスのタイプ 2 に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第 2 種サービスに係る接続契約者回線等（イ、ク及びケに規定する通信に限ります。））であって、 NTT 東日本株式会社 の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信以外のもの (2) NTT 東日本株式会社 の提供する音声利用 I P 通信網サービス（第 2 種サービスのタイプ 2 に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第 2 種サービスに係る接続契約者回線等（イ、ク及びケに規定する通信に限ります。））であって、 NTT 西日本株式会社 の音声利用 I P 通信網サービス契約約款料金表に規定する契約者回線番号又は追加番号への発信以外のもの		
(2) ～ (5)（略）			
2－2（略）			
第 3（略）			
第 2 表～第 3 表（略）			

～2023年 6 月30日		2023年 7 月 1 日～	
通信料別表 選択制による通信料の月極割引 同一契約者に係る OCN ひかり電話利用回線等間の通信料の月極割引（グループ通話定額）		通信料別表 選択制による通信料の月極割引 同一契約者に係る OCN ひかり電話利用回線等間の通信料の月極割引（グループ通話定額）	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) 定義等	ア 「同一契約者に係る OCN ひかり電話利用回線等間の通信料の月極割引」とは、グループ通話定額選択回線群内の OCN ひかり電話利用回線から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群の OCN ひかり電話利用回線及び エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 が提供する NTT Com ひかり電話利用回線等への通信（当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信を除きます。）について、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額に代えて、1のチャンネル（この月極割引を選択する OCN ひかり電話利用回線において利用しているすべてのチャンネルについて適用します。）ごとに定額通信料 400 円（税込価格 440 円）を適用することをいいます。 イ グループ通話定額選択回線群には エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 の I P 通信網サービス契約約款別冊（ NTT Com ひかり電話サービス）の NTT Com ひかり電話契約（メニュー 2 又はメニュー 3 のものに限ります。）が含まれる必要があります。OCN ひかり電話契約のみでグループ通話定額回線群は構成できません。 ウ（略）	(1) 定義等	ア 「同一契約者に係る OCN ひかり電話利用回線等間の通信料の月極割引」とは、グループ通話定額選択回線群内の OCN ひかり電話利用回線から行われる、同一のグループ通話定額選択回線群の OCN ひかり電話利用回線及び NTT ドコモビジネス株式会社 が提供する ドコモビジネス ひかり電話利用回線等への通信（当社が別に定める付加機能等を利用して行う通信を除きます。）について、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額に代えて、1のチャンネル（この月極割引を選択する OCN ひかり電話利用回線において利用しているすべてのチャンネルについて適用します。）ごとに定額通信料 400 円（税込価格 440 円）を適用することをいいます。 イ グループ通話定額選択回線群には NTT ドコモビジネス株式会社 の I P 通信網サービス契約約款別冊（ ドコモビジネス ひかり電話サービス）の ドコモビジネス ひかり電話契約（メニュー 2 又はメニュー 3 のものに限ります。）が含まれる必要があります。OCN ひかり電話契約のみでグループ通話定額回線群は構成できません。 ウ（略）
(2) （略）	（略）	(2) （略）	（略）
(3) 月極割引の適用	ア（略） イ 当社は、この月極割引の適用を受けている OCN ひかり電話契約について、次のいずれかに該当する場合は、本割引の適用を廃止します。 （ア） I P 通信網利用権の譲渡があったとき。 （イ） グループ通話定額選択回線群を構成する全ての契約が エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 の I P 通信網サービス契約約款別冊（ NTT Com ひかり電話サービス）に規定する NTT Com ひかり電話サービスのメニュー 2 又はメニュー 3 に係るものでなくなったとき。	(3) 月極割引の適用	ア（略） イ 当社は、この月極割引の適用を受けている OCN ひかり電話契約について、次のいずれかに該当する場合は、本割引の適用を廃止します。 （ア） I P 通信網利用権の譲渡があったとき。 （イ） グループ通話定額選択回線群を構成する全ての契約が NTT ドコモビジネス株式会社 の I P 通信網サービス契約約款別冊（ ドコモビジネス ひかり電話サービス）に規定する ドコモビジネス ひかり電話サービスのメニュー 2 又はメニュー 3 に係るものでなくなったとき。